

航空法施行規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空障害灯又は昼間障害標識を設置した場合の届出
- ② 手続根拠 : 航空法施行規則第238条
- ③ 手続対象者 : 航空障害灯又は昼間障害標識の設置者
- ④ 提出時期 : 遅滞なく届け出て下さい。
- ⑤ 提出方法 : 別紙－1を参照下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 別紙－1を参照下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 別紙－2～7を参照下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 別紙－1～7を参照下さい。

2. 窓口情報

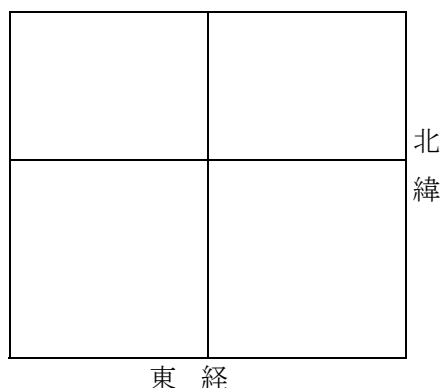
- ① 提出先 : 東京航空局保安部航空灯火・電気技術課 監理係
【静岡県－長野県－新潟県以东の物件】
TEL 03-5275-9296 (ダイヤルイン)
FAX 03-3221-6235
大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課 監理係
【愛知県－岐阜県－富山県以西の物件】
TEL 06-6949-6527 (ダイヤルイン)
FAX 06-6949-3590
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 提出先に同じ。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : -----
- ② 標準処理期間 : -----
- ③ 不服申立方法 : -----

航空障害灯及び昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領

1. 文書番号は、届出書の発簡文書番号を記入する。（ない場合は不要）
2. 日付は、届出時に記入する。
3. 設置者は、物件の財産管理責任者以上の者とする。
4. 航空障害灯又は昼間障害標識のみの設置（届出）の場合は、該当しない項目を削除する。
5. 航空障害物件
 - ① 物件No. は、届出物件が複数ある場合に物件ごとに一連番号を記入する。
 - ② 物件は、物件の名称を記入する。
例 ○○ビル ○○工場 ○○用煙突 架空線 送電鉄塔
 - ③ 固有No.は、送電線路等の場合に送電鉄塔ごとに付されている一連の固有番号を記入する。
固有番号が付されない場合は、当該欄を削除する。
 - ④ 地上高は、地表又は水面（作業船等の場合は、設置する物件所在地位置の平均水位又は設置する水域の最も近い基準点）より物件の最頂部（避雷針等も含む）までの高さとし、単位は「m（メートル）」とする
とともに、小数点第1位まで記入（少数点第2位を四捨五入）する。
航空障害物件が架空線の場合は、その径間の中で地上高の一番高い位置の値を記入する。
 - ⑤ 海拔高は、東京湾の平均海面からの高さを、小数点第1位まで記入（少数点第2位を四捨五入）する。但し、東京湾の平均海面が適用できない地域においては、その地域での平均海面とする。
航空障害物件が架空線の場合は、地上高の欄で記載した高さと同じ位置での海拔高を記入する。
 - ⑥ 所在地は、物件の所在地を都道府県から記入する。架空線の場合は、支持物件の所在地を記入する。
 - ⑦ 位置は、（世界測地系）北緯、東経とも国土地理院発行の1／2万5千又は1／5万の地図より読み取り、秒単位まで記入（小数点第1位を四捨五入）する。秒単位以下は小数点第1位を四捨五入する。架空線の場合は、支持物件の北緯、東経を記入する。



6. 航空障害灯

- ① 航空障害灯を許可により設置しない場合は、備考欄に設置しないことの許可済み（許可番号）と記入する。
- ② 物件No.は、航空障害灯を設置した物件が複数ある場合は、1.（航空障害物件）の物件No.に対応させて記入する。
- ③ 航空障害灯の種類は、例のように記入する。
例 OM-3A OM-3B OM-3C OM-7LA OM-7LB OM-7LC OM-6 OM-7 FX-7S-20K (360°
タイプ・120°タイプ) FX-7-20K (360°タイプ・120°タイプ) FX-7S-200K FX-7-200K
- ④ 設置灯数は、航空障害灯の設置個数を設置位置（地上高又は水面高）ごと記入する。
- ⑤ 設置位置は、航空障害灯の設置位置（地上高又は水面高）を、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで記入する。
- ⑥ 灯器製作所名は、航空障害灯の灯器メーカー名を記入する。
- ⑦ 備考欄は、航空障害灯の「不動光」、「明滅光」、「閃光」を記入する。

7. 昼間障害標識

- ① 昼間障害標識の設置しないことが認められた場合は、備考欄に設置しないことの許可済み（許可番号）と記入する。
- ② 物件No.は、昼間障害標識を設置した物件が複数ある場合は、1.（航空障害物件）の物件No.に対応させて記

入する。

③ 塗色

③-1 等分は、帯状に塗色した値を記入する。

例 7等分 9等分 11等分 13等分

③-2 施工場所は、昼間障害標識として塗色した範囲を記入する。

例 地上10mから頂上まで

③-3 JIS W8301に規定する赤、黄赤、白の欄は、塗色されている色の該当欄に○印を記入する。

④ 球形標示は、架空線等に標示物が設置されている場合に記入する。球形標示がない場合は、当該欄を削除する。

⑤ 架空線の支持物件に高光度白色閃光灯（高光度航空障害灯と同等の性能を有する閃光灯）又は中光度白色閃光灯（中光度白色航空障害灯と同等の性能を有する閃光灯）を設置する場合は、灯器型式、設置灯数、設置位置(地上高)、灯器製作所名、配光種類等を記入する。

8. 備考

① 設置期日は、仮設物の場合、設置期間を記入する。

② 管理者は、役職名、住所、電話を記入する。氏名は記入しないこと。

例 東京都千代田区霞が関2-1-3 東京航空（株）霞が関支店

管理課長 TEL 03-1234-1111（代）

③ その他の記事は、空港の制限表面を突出又は著しく近接する物件及び航空障害灯の免除関係等を記入する。また、架空線の支持物件に設置した航空障害灯を夜間において点灯を継続しない場合は、その旨を記載する。

9. 添付書類

① 航空障害物件位置を記入した図面（国土地理院発行の1/2万5千または1/5万の地図に物件位置を記入する。地図については、測量法第29条の規定により「特定の者へ提供するための複製」として取り扱われます。）

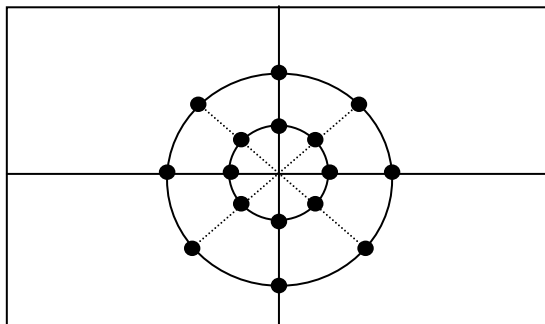
② 空港近接物件については空港の水平表面等の制限範囲を記載する。

③ 航空障害灯設置概略図面（灯器型式、取付高さ、設置個数を立面図等に記入する。）

④ 昼間障害標識設置概略図面（色別、帯幅を立面図等に記入し、赤色鉛筆等で色塗する。）

⑤ 空港の制限表面を突出又は著しく近接する物件は、その高さ等の位置関係を示す図面を添付する。

⑥ 高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯のグレア検討書は、物件の周辺状況、視認位置一覧表、視認位置抽出理由、角膜照度計算結果及び検討結果とする。



●：グレア検討ポイント

高光度航空障害灯は、1 kmごとに
5 kmまで、中光度白色航空障害灯は、
1 kmと2 kmの各ポイント
(上記ポイントに加え主な建物)

10. 提出部数

提出部数は1部とする。届出書はA-4版とし、添付書類は折り込みとする。

11. 提出先

① 東京航空局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課

TEL 03-5275-9296

② 大阪航空局

〒540-8559 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課

TEL 06-6949-6527

届出書類作成にあたり不明の場合は、上記に照会願います。

なお、届出書は各管轄空港事務所を経由して提出することができます。

1 2. その他

- ① 高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の設置については、関係機関との調整を必要としますので、事前（3ヶ月以上前）に相談して下さい。
- ② 設置期限のある物件（仮設物件）のうち、係留気球については関係部署との調整及び管轄空港事務所でのノータム処理を行う期間を必要としますので、事前に相談して下さい。
- ③ 記載事項の変更及び航空障害灯・昼間障害標識が撤去された場合は、すみやかに管轄空港事務所へ連絡して下さい。
- ④ 届出書は、事前に上記提出先の担当者とFAX郵送等にて確認することが出来ます。

記入例（航空障害灯及び昼間障害標識の設置届出）

文書番号

平成15年12月26日

東京（大阪）航空局長 殿

設置者 住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
氏名 ○○○○株式会社 社長 東京太郎

航空障害灯及び昼間障害標識の設置について（届出）

航空障害灯及び昼間障害標識を下記のとおり設置しましたので、航空法施行規則第238条の規定によりお届けします。

記

1. 航空障害物件

物件 No.	物 件	固有 No.	地上高 m	海拔高 (TP)m	所 在 地	位 置
						北緯／東経
1	送 電 鉄 塔		90.5	100.0	東京都千代田区 霞が関2-1-3	34 50 55 130 10 20

2. 航空障害灯

物件 No.	航空障害灯種類 (灯器型式)	設置 灯数	設 置 位 置 (地上高) m	灯 器 製作所名	備 考 (配光種類等)
1	OM-6	2	90.5	○○製作所	明滅光
	OM-3A	3	45.3		不動光

3. 昼間障害標識

物件 No.	塗 色				
	等 分	施 工 場 所	JIS W8301で規定		
			赤	黄赤	白
1	7	地上1.5mから頂上まで		○	○

4. 備 考

設 置 期 日	平成15年12月25日
管 理 者 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関2-1-3 東京航空㈱霞が関支店 管理課長 TEL 03-1234-1111
その他記事	連絡先 航空法施行規則第128条第3号及び同132条の4第2号の規定による連絡体制 ○○空港事務所管制保安部航空灯火・電気技術官 ○○-○○○○-○○○○ (連絡先は別添3参照)

5. 添付資料

- (1) 航空障害物件位置図
- (2) 航空障害灯設置概略図面
- (3) 昼間障害標識設置概略図面

記入例（航空障害灯のみの設置届出）

文書番号

平成15年12月26日

東京（大阪）航空局長 殿

設置者 住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
氏名 ○○○○株式会社 社長 東京太郎

航空障害灯の設置について（届出）

航空障害灯を下記のとおり設置しましたので、航空法施行規則第238条の規定によりお届けします。

記

1. 航空障害物件

物件 No.	物 件	固有 No.	地上高 m	海拔高 (TP)m	所 在 地	位 置
						北緯／東経
1	○ ○ ビ ル		200.0	210.0	東京都千代田区 霞が関2-1-3	34 50 55 130 10 20

2. 航空障害灯

物件 No.	航空障害灯種類 (灯器型式)	設置 灯数	設 置 位 置 (地上高) m	灯 器 製作所名	備 考 (配光種類等)
1	OM-6	2	200.0	○○製作所	明滅光
	OM-7LA	2	200.0		不動光
	OM-3A	4	147.5		不動光

3. 備 考

設 置 期 日	平成15年12月25日
管 理 者 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関2-1-3 東京航空㈱霞が関支店 管理課長 TEL 03-1234-1111
その他記事	航空法施行規則第127条第2項の規定により省略した航空障害灯は、既存物件又は既存航空障害灯が除去された場合には同規定第127条の規定により設置します。(※)
	連絡先 航空法施行規則第128条第3号の規定による連絡体制 ○○空港事務所管制保安部航空灯火・電気技術官 ○○-○○○○-○○○○ (連絡先は別添3参照)

4. 添付資料

- (1) 航空障害物件位置図
- (2) 航空障害灯設置概略図面

(※省略された場合に記載)

記入例（昼間障害標識のみの設置届出）

文書番号

平成15年12月26日

東京（大阪）航空局長 殿

設置者 住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
氏名 ○○○○株式会社 社長 東京太郎

昼間障害標識の設置について（届出）

昼間障害標識を下記のとおり設置しましたので、航空法施行規則第238条の規定によりお届けします。

記

1. 航空障害物件

物件 No.	物 件	固有 No.	地上高 m	海拔高 (TP)m	所 在 地	位 置
						北緯／東経
1	送 電 鉄 塔		90.0	100.0	東京都千代田区 霞が関2-1-3	34 50 55 130 10 20

2. 昼間障害標識

物件 No.	塗 色				
	等 分	施 工 場 所	JIS W8301で規定		
			赤	黄赤	白
1	7	地上1.5mから頂上まで		○	○

3. 備 考

設 置 期 日	平成15年12月25日
管 理 者 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関2-1-3 東京航空㈱霞が関支店 管理課長 TEL 03-1234-1111
その他記事	航空障害灯については、航空法第51条第1項の規定により 設置しないことの許可済み 許可番号○○第○○○号
	連絡先 航空法施行規則第132条の4第2号の規定による連絡体制 ○○空港事務所管制保安部航空灯火・電気技術官 ○○-○○○○-○○○○ (連絡先は別添3参照)

4. 添付資料

- (1) 航空障害物件位置図
- (2) 昼間障害標識設置概略図面

記入例（架空線に昼間障害標識を設置した場合の届出）

文書番号
平成17年12月26日

東京（大阪）航空局長 殿

設置者 住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
氏名 ○○○○株式会社 社長 東京太郎

昼間障害標識の設置について（届出）

昼間障害標識を下記のとおり設置しましたので、航空法施行規則第238条の規定によりお届けします。
記

1. 航空障害物件

物件 No.	物件	固有No.	地上高 m	海拔高 (TP)m	所 在 地	位 置
						北緯／東経
1	架空線	○○線架空線 No.○～No.△ (径間長○○○m)	(最大値) ○○○	100.0		
		○○線 送電鉄塔 No.○	50	90.0	東京都千代田区 霞が関○-○-○	34 50 △ 130 10 △
		○○線 送電鉄塔 No.△	45	105.0	東京都千代田区 霞が関○-○-○	34 50 □ 130 10 □

2. 昼間障害標識

物件 No.	固有No.	塗 色					球 形 標 示		
		等分	施 工 場 所	JIS W8301で 規定			直径 (cm)	施工場所	個数
				赤	黄 赤	白			
1	○○線架空線 No.○～No.△						50	中央に45m間隔で黄赤と白 を交互に設置	6
	○○線 送電鉄塔No.△	7	地上1.5mから頂上まで		○	○			

物件 No.	固有No.	閃光装置種類 (灯器型式)	設置 灯数	設 置 位 置 (地上高) m	灯 器 製作所名	備 考 (配光種類等)
1	○○線 送電鉄塔 No.○	F X - 7 S - 2 0 K	1	50.5	○○製作所	閃 光

3. 備 考

設 置 期 日	平成17年12月25日
管 理 者 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関2-1-3 東京航空㈱霞が関支店 管理課長 TEL 03-1234-1111
その他記事	物件No.1(架空線)の航空障害灯については、航空法第51条第1項の規定により設置しないこと の許可済み 平成○年○月○日付 許可番号 ○○運第○○○号、○○灯電第○○号 (照会番号 東京_○○)
	連絡先 航空法施行規則第128条第3号及び同132条の4第2号の規定による連絡体制 ○○空港事務所管制保安部航空灯火・電気技術官 ○○-○○○○-○○○○ (連絡先は別添3参照)

4. 添付資料

- (1) 航空障害物件位置図
- (2) 昼間障害標識設置概略図面

※その他記事欄への追記事項
既存物件との関係により昼間障害標識を省略又は変更した場合は、次の内容をその他記事欄に追記する。
「既存物件との関係から省略又は変更した昼間障害標識が当該条件に該当しなくなった場合は、航空法施行規則第132条の3の規定により設置します。」

記入例（高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の設置について（照会））

文書番号

平成15年12月26日

東京（大阪）航空局長 殿

設置者 住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
氏名 ○○○○株式会社 社長 東京太郎

高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）の設置について（照会）

航空法施行規則第127条第1項第2号（第4号）の規定により、次のとおり高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）を設置することについて、別添関係書類を添えて照会します。

記

1. 航空障害物件

物件 No.	物 件	固有 No.	地上高 m	海拔高 (TP)m	所 在 地	位 置
						北緯／東経
1	○ ○ 煙 突		200.0	210.0	東京都千代田区 霞が関2-1-3	34 50 55 130 10 20

2. 航空障害灯

物件 No.	航空障害灯種類 (灯器型式)	設置 灯数	設 置 位 置 (地上高) m	灯 器 製作所名	備 考 (配光種類等)
1	FX-7s-200K	3	200.0	○○製作所	閃光
	FX-7s-200K	4	100.0	○○製作所	閃光

3. 備 考

設置予定期日	平成16年 7月 1日
連絡先または回答送付先 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関2-1-3 東京航空㈱霞が関支店 管理課長 TEL 03-1234-1111
その他記事	高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）の機能を維持できない場合は、昼間障害標識設置等の対策を実施します。 高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）を設置することにより、グレア等の問題が生じた場合は、設置者の責任において影響調査を実施し、対処します。

4. 添付資料

- (1) 航空障害物件位置図
- (2) 航空障害灯設置概略図
- (3) 高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）のグレア検討書

記入例（架空線に係る高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯の設置について（照会））

文書番号

平成17年12月26日

東京（大阪）航空局長 殿

設置者 住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
氏名 ○○○○株式会社 社長 東京太郎

高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯の設置について（照会）

航空法施行規則第127条第1項第7号の規定により、次のとおり高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯を設置することについて、別添関係書類を添えて照会します。

記

1. 航空障害物件

物件 No.		固有No.	地上高 m	海拔高 (TP)m	所 在 地	位 置
						北緯／東経
1	架空線	○○○○線 架空線 No.○○～No.△△ (径間長○○○m)	(最大値) ○○○	100.0		
		○○○○線 送電鉄塔 No.○○	50.0	90.0	東京都千代田区 霞が関○-○-○	34 50 △ 130 10 △
		○○○○線 送電鉄塔 No.△△	45.0	105.0	東京都千代田区 霞が関○-○-○	34 50 □ 130 10 □

2. 航空障害灯

物件 No.	固有No.	航空障害灯種類 (灯器型式)	設置 灯数	設 置 位 置 (地上高) m	灯 器 製作所名	備 考 (配光種類等)
1	○○○○線 送電鉄塔 No.○○	F X - 7 - 200K	1	50.0	○○製作所	閃 光
	○○○○線 送電鉄塔 No.△△	F X - 7 S - 2 0 K	1	45.0	○○製作所	閃 光

3. 備 考

設置予定期日	平成18年 7月 1日
連絡先または回答送付先 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関2-1-3 東京航空㈱霞が関支店 管理課長 TEL 03-1234-1111
その他記事	高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の機能を維持できない場合は、昼間障害標識設置等の対策を実施します。 高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯を設置することにより、グレア等の問題が生じた場合は、設置者の責任において影響調査を実施し、対処します。

4. 添付資料

- (1) 航空障害物件位置図
- (2) 航空障害灯設置概略図
- (3) 高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯のグレア検討書